

# 八 代 市

## 新型インフルエンザ等対策行動計画

策定 平成21年(2009年) 5月  
改定 平成26年(2014年) 6月  
令和 8年(2026年) 6月

八 代 市

# 目 次

第1章 はじめに .....	1
1 計画の目的及び過去の策定・改定経緯 .....	1
2 計画の位置付け・期間 .....	3
3 感染症危機を取り巻く状況 .....	3
4 新型コロナウイルス感染症対応での経験 .....	4
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 .....	5
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方 .....	5
(1) 対策の目的及び基本的な戦略 .....	5
(2) 対策の基本的な考え方 .....	6
(3) 時期区分の想定及び有事のシナリオの考え方 .....	7
(4) 対策実施上の留意事項 .....	10
2 新型インフルエンザ等対策の基本項目 .....	14
(1) 主な対策項目 .....	14
(2) 各対策項目の基本的な考え方 .....	14
(3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点 .....	17
3 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担 .....	19
(1) 関係機関等との役割分担 .....	19
(2) 各対策項目における関係機関等との連携・協力体制 .....	22
(3) 市行動計画の実効性を確保するための取組 .....	22

<b>第3章 新型インフルエンザ対策の各対策項目の考え方及び取組</b> ....	25
<b>1 実施体制</b> .....	25
1-1 準備期(平時) .....	25
1-2 初動期.....	26
1-3 対応期.....	27
<b>2 情報の提供・共有、リスクコミュニケーション</b> .....	28
2-1 準備期(平時) .....	28
2-2 初動期 .....	29
2-3 対応期 .....	30
<b>3 まん延防止</b> .....	31
3-1 準備期(平時) .....	31
3-2 初動期 .....	31
<b>4 ワクチン</b> .....	32
4-1 準備期(平時) .....	32
4-2 初動期 .....	34
4-3 対応期 .....	35
<b>5 保健</b> .....	37
5-1 対応期.....	37
<b>6 物資</b> .....	38
6-1 準備期(平時) .....	38
<b>7 市民生活及び地域経済の安定の確保</b> .....	39
7-1 準備期(平時) .....	39
7-2 初動期 .....	40
7-3 対応期 .....	41
<b>用語集</b> .....	43

# 第1章 はじめに

## 1 計画の目的及び過去の策定・改定経緯

「八代市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)は、新型インフルエンザ等<sup>1</sup>への対策に関する基本的な方針や実施する措置、関係機関の役割等を示すものです。

八代市(以下「本市」という。)では、平成21年(2009年)に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)へ対応するため、同年5月に「八代市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、平成25年(2013年)の新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)の施行により、国、都道府県及び市町村による行動計画の策定が法定化<sup>2</sup>されたことに伴い、平成26年(2014年)6月に、市行動計画として改定を行いました。

このような中、令和2年(2020年)1月に国内初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)<sup>3</sup>(以下「新型コロナ」という。)が確認され、全国的に感染が拡大する中、本市でも市民の生命及び健康が脅かされ、市民生活及び社会経済活動は大きな影響を受けることとなりました。この未曾有の感染症危機<sup>4</sup>において、次々と変化する事象に対し、市民はもとより医療関係者、事業者、行政など、全市を挙げた取組が進められました。

今般の市行動計画は、新型コロナ対応で明らかになった課題やこれまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザ等や新型コロナウイルス感染症等<sup>5</sup>以外も含めた幅広い感染症危機への備えを充実させ、対応力の強化を図るものです。

市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の準備を進めるとともに、有事<sup>6</sup>には国や熊本県(以下「県」という。)などの関係機関等と連携しながら迅速に対策を実施し、「市民の生命及び健康の保護」と「市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化」の実現を目指します。

---

1 感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(特措法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)

2 特措法第6条、第7条及び第8条

3 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年(2020年)1月に、中華人民共和国から世界保健機関(WHO)に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるもの

4 国民の大部分がその免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態

5 感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症

6 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から、特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止及び特措法第25条に規定する県対策本部の廃止まで

＜図表1＞国、県及び本市における新型インフルエンザ等対策の経緯

年	月	国	県	本市
平成17年 (2005年)	12月	新型インフルエンザ対策 行動計画 策定	熊本県新型インフルエンザ対策 行動計画 策定	
平成21年 (2009年)	4月	<b>&lt;新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生&gt;</b>		
	5月			八代市新型インフルエンザ対策 行動計画 策定
平成25年 (2013年)	4月	<b>新型インフルエンザ等対策特別措置法 施行</b>		
	6月	新型インフルエンザ等対策 政府行動計画 策定		
	12月		熊本県新型インフルエンザ等 対策行動計画に名称変更・改定	
平成26年 (2014年)	6月			八代市新型インフルエンザ等 対策行動計画に名称変更・改定
令和2年 (2020年)	1月	<b>&lt;新型コロナが国内で初確認&gt;</b>		
	2月	・新型コロナを感染症法上の「指定感染症」に指定		
	3月	・新型コロナを特措法の適用対象とする暫定措置		
令和3年 (2021年)	2月	・新型コロナを感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」(2 類相当)に位置付け		
令和5年 (2023年)	5月	・新型コロナの感染症法上の位置付けが「5 類感染症」に移行		
令和6年 (2024年)	7月	政府行動計画 全面改定		
	8月	政府ガイドライン 全面改定		
令和7年 (2025年)	3月		県行動計画 全面改定	
令和8年 (2026年)	6月			市行動計画 全面改定

※計画の対象となる感染症の変更に伴い、平成25年(2013年)から名称が「新型インフルエンザ等」に変更

※上記のほか、国は、平成18年(2006年)、同19年(2007年)、同21年(2009年)、同23年(2011年)、同29年(2017年)に計画を改定。県は、平成21年(2009年)、同23年(2011年)に計画を改定。

## 2 計画の位置付け・期間

市行動計画は、特措法第8条に規定される市町村行動計画として、令和6年(2024年)7月に改定された政府の「新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「政府行動計画」という。)及び同年8月に改定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン」(以下「政府ガイドライン」という。)、更に令和7年(2025年)3月に改定された県の「熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を踏まえて改定するものです。

なお、市行動計画は、関係法令、政府行動計画及び県行動計画の見直し状況等も踏まえ、概ね6年ごとに改定します。ただし、新型インフルエンザ等が発生し、実際の対応が行われた場合には、概ね6年ごととする改定期間にかかわらず、その対応経験をもとに見直しを行います。

## 3 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大しています。

さらに、グローバル化により世界各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっています。

これまで、重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年(2020年)以降、新型コロナがパンデミックとなるなど、新興感染症<sup>7</sup>等は国際的な脅威となっています。このため、引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要があります。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能です。よって、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えておくことが重要となります。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性(以下「AMR」という。)を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大することも考えられます。こうしたAMR対策の推進など、平時からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していくことも求められます。

---

7 かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に公衆衛生上問題となる感染症

## 4 新型コロナウイルス感染症対応での経験

熊本県内(以下「県内」という。)では令和2年(2020年)2月、また、本市では同年7月に初めて新型コロナの感染者が確認されました。以降、ウイルスの変異と感染拡大の波を繰り返しながら、感染症法上の5類感染症<sup>8</sup>に位置づけられた令和5年(2023年)5月までに、県内では延べ53万人を超える感染者が確認されました。

この約3年間、本市では市民の生命と健康を守るため、県や関係機関等と連携しながら、特措法に基づき、市民や事業者等に対して、感染症対策への協力と働きかけを行うとともに、様々な事業者等への支援や商工・経済振興策を講じ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指して、取組を進めました。

しかしながら、特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言<sup>9</sup>(以下「緊急事態宣言」という。)の発出時には、感染症危機が社会のあらゆる場面に影響し、市民の生命及び健康だけでなく、市民生活や社会経済にも大きな脅威となるものであることを、様々な立場や場面において実感させられたことも事実です。

また、想定を超える感染拡大と刻々と変化する状況により、柔軟かつ機動的な対応がとれず、本市行政の一部の課及び職員に大きな負担が継続する状態もありました。

これらを踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな感染症等が流行する可能性も想定し、感染症危機は将来必ず到来するものとして、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要となります。

こうした社会を目指すためには、

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- ・ 市民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

といった3つの目標を実現する必要があるため、これらの目標を実現できるよう、市行動計画を全面的に改定しました。

---

<sup>8</sup> 感染症法第6条第6項。新型コロナは、令和5年(2023年)5月8日に5類感染症に位置付けられた。

<sup>9</sup> 特措法第32条第1項。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方

#### (1) 対策の目的及び基本的な戦略

病原性<sup>10</sup>が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康、市民生活並びに社会経済活動にも大きな影響を与えかねません。

新型インフルエンザ等は、長期的には市民の多くが罹患するおそれがあるものですが、患者<sup>11</sup>の発生が一定の期間に集中してしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理にかかわる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要があります<sup>12</sup>。

##### ① 感染拡大を抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・ 感染拡大防止措置により、流行のピークを遅らせ、小さくすることで、ワクチンの接種体制整備等のための期間を確保しつつ、医療提供体制への負荷を軽減します。
- ・ 県と連携し、平時から医療提供体制の整備を推進することにより、治療を要する患者に適切に医療を提供し、重症者や死亡者を減らします。

##### ② 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化を図る

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟に対策を切り替えることにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減します。
- ・ 医療機関や事業者等における感染症対策により、欠勤者等の数を減少させるとともに、業務継続計画<sup>13</sup>(以下「BCP」という。)の策定・実行等を通じて、医療提供並びに市民生活及び社会経済活動の安定確保に寄与する業務の維持に努めます。

---

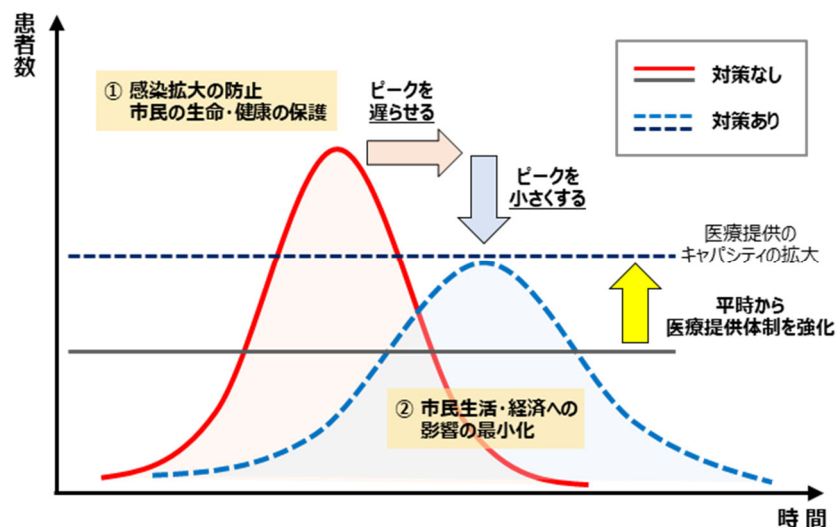
10 学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

11 新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者

12 特措法第1条

13 不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画

<図表2 新型インフルエンザ等効果のイメージ図>



## (2) 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する必要があります。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねません。

市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、その対策の選択肢を示すものです。

そこで、本市では、国の方針及び科学的知見等や県が実施する対策等を踏まえ、地域の実情を考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた対応を目指します。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性<sup>14</sup>、薬剤感受性<sup>15</sup>等をいう。以下同じ。)、流行の状況、地域の実情等を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性及び実行可能性、対策そのものが市民生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画に掲げる取組の中から実施すべき対策を選択し実行します。

また、状況の進展に応じて、対策の効果を検証し、有効性の低下が見られる対策については、縮小や中止、見直し等を行います。

14 学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」を指す用語であるが、市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

15 感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性(有効性又は抵抗性)

### (3) 時期区分の想定及び有事のシナリオの考え方

#### ① 時期区分の想定

新型インフルエンザ等対策に当たっては、対策を切り替えるべきタイミングを明確化するため、次の3つの時期区分を想定します(図表3参照)。

##### ■ 準備期(平時)

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前に、予防や事前準備など平時の備えに取り組む期間

##### ■ 初動期

- ・ 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症を探知して以降、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表<sup>16</sup>(以下「新型インフルエンザ等発生の公表」という。)を行い、特措法に基づき、国が政府対策本部を設置<sup>17</sup>し、及び県が熊本県新型インフルエンザ等対策本部(以下「県対策本部」という。)を設置<sup>18</sup>するなど初動対応に当たる期間
- ・ 本市は必要に応じて、八代市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部」という。)を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める期間

##### ■ 対応期

- ・ 国の基本的対処方針<sup>19</sup>等に基づく対策を講じ、特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまでの期間
- ・ 特措法に基づき、緊急事態宣言がされたときは、直ちに市対策本部を設置<sup>20</sup>(既に任意の市対策本部が設置されている場合は移行)するなどの対応に当たる期間

なお、発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染性、流行の状況等によっては、例えば、初動期が非常に短期間になること等も考えられます。

このため、この時期区分はあくまでも想定であることに留意しつつ、実際の対応に際しては、柔軟かつ機動的に対策の切替えを行うこととします。

---

16 感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づく、厚生労働大臣による感染症法第16条第1項に定める情報等の公表

17 特措法第15条

18 特措法第22条

19 特措法第18条。新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの

20 特措法第34条

**<図表3> 時期区分の想定**

時期区分	想定される時期・期間
準備期 (平時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の発生前に、予防や事前準備など平時の備えに取り組む期間</li> </ul>
初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生して以降、主に次の対応が行われる期間</li> <li>(A)厚生労働大臣による新型インフルエンザ等発生の公表</li> <li>(B)特措法に基づく政府対策本部及び県対策本部の設置</li> <li>(C)政府対策本部による基本的対処方針の策定・実行</li> </ul>
対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府対策本部及び県対策本部の設置後、基本的対処方針等に基づく対策等を講じる期間</li> <li>・ 中長期的に複数の感染拡大の波が生じることも想定し、さらに次の4つのフェーズに区分</li> <li>(A)封じ込めを念頭に対応する時期</li> <li>(B)病原体の性状等に応じて対応する時期  <ul style="list-style-type: none"> <li>※緊急事態宣言がされたときは、特措法に基づく市対策本部を設置</li> </ul> </li> <li>(C)ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</li> <li>(D)特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期</li> </ul>

**② 有事のシナリオの考え方**

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に置き、中長期的に複数の感染拡大の波が生じることも考慮し、幅広く対応できるようにするため、次のア～エの考え方を踏まえた、有事のシナリオを想定します。

- ア 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮します。
- イ 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行の早期収束を目標とします。
- ウ 科学的知見の蓄積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況変化や、社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とします。
- エ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策が長期化する場合も想定します。

### **③ 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)**

前頁②の「有事のシナリオの考え方」も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期において、柔軟かつ機動的な対策を切り替える有事のシナリオを想定し、時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機の対応を行います。

#### **ア 初動期**

国内外で新型インフルエンザ等が発生し、又はその疑いが生じた場合は、世界保健機関(以下「WHO」という。)や国が発表する感染症の発生動向や特徴及び病原体の性状に関する情報を収集します。

また、県内において新型インフルエンザ等に位置付けられる感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合には、県が発表する情報も収集します。

なお、厚生労働大臣による新型インフルエンザ等発生公表が行われた場合は、季節性インフルエンザ<sup>21</sup>の病状と概ね同程度以下と認められる場合を除き、特措法に基づく政府対策本部が設置されるため、県においても直ちに同法に基づき県対策本部が設置されます。

併せて、本市は、必要に応じて、市対策本部の設置を検討し、全庁的な初動体制の構築を進めるとともに市民や関係機関等への注意喚起及び情報の提供を強化します。

#### **イ 対応期**

##### **【A:封じ込めを念頭に対応する時期】**

市内で新型インフルエンザ等が発生した初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていないことが想定されます。

このため、諸外国、国内及び県内における感染動向等も考慮し、まずは封じ込めを念頭に対応します。

その際、国の基本的対処方針を踏まえた対策を速やかに講じるとともに、県の要請に応じて、市民や関係機関に措置内容を周知し、協力します。

##### **【B:病原体の性状等に応じて対応する時期】**

感染の封じ込めが困難な場合、感染拡大の波(スピード、ピーク等)を医療提供体制で対応できるレベルに抑制するため、県が実施する感染拡大防止措置等について、市民や関係機関に対し、その内容の周知や協力の要請を行います。

また、緊急事態宣言がされた場合、特措法に基づき直ちに市対策本部を設置(既に任意の市対策本部が設置されている場合にあっては移行)します。

##### **【C:ワクチン、治療薬等により対応力が高まる時期】**

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まってきた場合には、科学的知見に基づき、対策の内容を柔軟かつ機動的に切り替えます。ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性があることも考慮します。

---

21 インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症

#### **【D:特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期】**

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること又は新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることで、特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行します。

この初動期から対応期までの時期ごとの対応の大きな流れに基づき、「第3章 新型インフルエンザ等対策の各項目の考え方及び取組」において、それぞれの時期に必要な対応策の選択肢を示します。

また、対応期C(ワクチン、治療薬等により対応力が高まる時期)については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期D(特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期)を迎えることも想定されます。

更に、感染や重症化しやすいグループが子ども、若者又は高齢者の場合において、特に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることにも留意しつつ対策を定めます。

### **(4) 対策実施上の留意事項**

国、県及び本市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階において、特措法その他の法令及びそれぞれの行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ的確に実施することが求められます。その際、次の①～⑧に留意する必要があります。

#### **① 平時の備えの整理**

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要となるため、次のア～オの取組により、平時の備えを充実させ、訓練等により迅速な初動体制の確立につなげるとともに、情報収集・分析・共有の基盤となるDX(デジタル・トランスフォーメーション)等を推進します。

##### **ア 有時に行うべき対策の共有とその準備の整理**

将来に必ず起こり得る感染症危機に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を進めます。

##### **イ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動体制の整備**

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内で発生した場合を含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに初発の感染事例を探知した後は速やかに初動対応ができるよう体制整備を進めます。

##### **ウ 関係者や市民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善**

感染症危機は、必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民と共有するとともに、新たな感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行います。

## エ ワクチンの供給体制、リスクコミュニケーション<sup>22</sup>等の備え

有事に速やかな対応が可能となるよう、ワクチン等の供給体制の整備、リスクコミュニケーション等の取組を平時から進めます。

## オ 負担軽減や情報の有効活用、県等との連携のためのDXの推進や人材育成等

ICTを活用した感染症対応業務の効率化や負担軽減、県等との連携を円滑化するためのDXの推進のほか、人材育成、国や県及び近隣市町村との連携といった複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に置いた取組を平時から進めます。

## ② 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

新型インフルエンザ等対策に当たっては、バランスを考慮した対策と適切な情報の提供・共有により、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的な健康を確保することが重要です。

このため、次のア～オの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを考慮した対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じます。

### ア 科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めた国及び県のリスク評価を考慮します。また、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時から情報収集の仕組みを整備します。

### イ 医療提供体制と市民生活及び社会経済活動への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、感染拡大の波(スピード、ピーク等)を医療提供体制で対応できるレベルに抑制することが重要となります。国及び県がリスク評価に基づいて講じる迅速かつ的確な感染拡大防止措置に協力します。その際、影響を受ける市民、事業者等を含め、市民生活や社会経済活動等に与える影響にも十分留意します。

### ウ 状況の変化に応じた柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の蓄積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の対応レベル、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせ適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応します。

併せて、対策の切替えの判断に用いる指標や考慮すべき要素についても、あらかじめ整理します。

---

22 個人・機関・集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定、行動変容、信頼構築等)のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念

## エ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて各種対策の切替えのタイミングの目安等を示します。

## オ 市民の理解や協力を得るための情報の提供・共有

対策の実施に当たっては、市民の理解や協力が重要となります。

このため、平時から感染症や感染症対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民の理解を深めるための分かりやすい情報の提供・共有が必要です。

こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報の提供・共有により、市民の適切な判断や行動を促すよう努めます。特に、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置<sup>23</sup>(以下「まん延防止等重点措置」という。)や新型インフルエンザ等緊急事態措置<sup>24</sup>(以下「緊急事態措置」という。)等の強い行動制限を伴う対策の場合には、対策の影響を受ける市民や事業者等の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、周知します。

## ③ 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等により国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該対策を実施するための必要最小限のものとし<sup>25</sup>。

その際、法令に根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分に説明し、理解を得るよう努めます。

また、感染者やその家族、医療従事者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は人権侵害であり、あってはならないものです。このような偏見・差別は、感染者の受診行動を妨げ、感染拡大の原因となる可能性があるだけでなく、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等を保護するためにも、防止すべき課題です。

さらに、対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮も必要です。感染症危機においても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組みます。

---

23 特措法第2条第3号。特措法第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講じる措置。例えば、措置を講じる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

24 特措法第2条第4号。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

25 特措法第5条

#### **④ 危機管理としての特措法の性格**

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度やワクチン、治療薬等の対策が有効である場合など、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられます。

このため、あらゆる場合にこれらの措置を講じるものではないということに留意します。

#### **⑤ 関係機関相互の連携協力の確保**

政府対策本部、県対策本部及び市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する必要があります。

本市から県に対して、対策に係る総合調整を要請する場合には、県は、その要請の趣旨を尊重し、速やかに所要の総合調整を行います<sup>26</sup>。

#### **⑥ 社会福祉施設等における対応**

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設といった社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、県と連携しながら、平時から検討し、有事に備えた準備を推進します。

#### **⑦ 感染症危機下の災害対応**

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保等を進め、自宅療養者等においても避難所施設へ避難できる体制を構築します。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域における状況を把握するとともに、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報の提供・共有、避難の支援等を速やかに行います。

#### **⑧ 記録の作成や保存**

本市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表します。

## 2 新型インフルエンザ等対策の基本項目

### (1) 主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「市民の生命及び健康の保護」及び「市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化」を実現するための具体的な対策を定めるものです。

各種対策の切替えのタイミングを明確化し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、次の7項目を市行動計画の主な対策項目とします。

- ① 実施体制
- ② 情報の提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

### (2) 各対策項目の基本的な考え方

市行動計画で掲げる主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に向けて、それぞれの項目が相互に関連しており、一連の対策として実施する必要があります。

このため、次に示す①～⑦の対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要です。

#### ① 実施体制

感染症危機は、市民の生命及び健康に加え、市民生活及び社会経済活動に広く大きな影響を及ぼすことから、本市の危機管理として取り組む必要があります。このため、国や県など多様な関係機関と相互に連携しながら、迅速かつ的確な対策を講じることが重要です。

平時から人材の確保・育成や訓練等を通じて対応能力を高めるとともに、対策の検討・立案・実施、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた調整、意思決定や指揮命令等の組織体制を明確化しておくことで、有事の迅速かつ的確な政策判断と実施につなげ、感染拡大を可能な限り抑制し、市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化を目指します。

#### ② 情報の提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が広まったりするおそれがあります。このような中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行うためには、その時点で把握している科学的根

拠に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーション<sup>27</sup>を行うことが求められます。

その上で、市民、県、近隣市町村、医療機関、事業者等と各種情報及びその見方を共有することで、市民等が適切に判断し、行動できるようにすることが重要です。

このため、平時から市民等の感染症に対する理解を深め、感染症危機に対する意識を高めるとともに、感染者等への偏見・差別や偽・誤情報の発生などといった想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制の整備や取組を進める必要があります。

### ③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とします。状況に応じたまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供のキャパシティの範囲内に収めることが重要です。特に、有効な治療薬がない場合や予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から、まん延防止対策は重要な施策となります。

その上で、大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合に、特措法に基づき、国がまん延防止等重点措置や緊急事態措置を実施し、本市がその対象区域となった際は、国や県からの各種要請について、市民へ措置内容の周知を行い、協力を呼びかけます。

一方で、こうした措置により市民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は対策を実施するため必要最小限のものとすべきことや、社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、状況の変化に応じて柔軟かつ機動的に対策を見直すことが重要です。

### ④ ワクチン

ワクチンの接種を通じて個人の感染や発症・重症化を防ぐことにより、受診患者を減少させ、入院患者又は重症者の数を抑え、医療提供体制のひっ迫を回避することは、市民の健康を守るとともに社会経済活動に及ぼす影響を最小限にとどめることにつながります。

このため、国は、平時から有時におけるワクチン(プレパンデミックワクチン<sup>28</sup>又はパンデミックワクチン<sup>29</sup>)の迅速な開発・供給に必要な施策に取り組み、県及び本市は、医療機関や事業者、関係機関等と連携し、平時からワクチン接種の具体的な体制や実施方法を準備しておく必要があります。

なお、ワクチンは個人の意思により接種を行うことが前提となることから、実際に接種体

---

27 地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報の提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受け手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション

28 将来パンデミックを生じるおそれが高く、あらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンは、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造される。

29 流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン

制を構築する際には、科学的根拠に基づく効果や安全性のほか、副反応の可能性や健康被害救済制度等についても適切に周知を行うことが重要です。

## **⑤ 保健**

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、市内での発生状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要があります。その際、市民への情報の提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要です。

また、本市健康推進課及び健康福祉政策課は、熊本県八代保健所(以下「八代保健所」という。)との情報共有・提供などの重要な役割を担うことによる業務負担の急増が想定されます。このため、平時から情報収集体制や人員体制の検討、有事に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化や負担軽減を図る必要があります。これらの取組を着実に進めることで、新型インフルエンザ等への対応力の向上につなげます。

## **⑥ 物資**

新型インフルエンザ等が発生した場合は、市内全域に急速にまん延するおそれがあり、个人防护具<sup>30</sup>をはじめとする感染症対策物資等<sup>31</sup>の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、医療提供や検査等が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐ必要があります。

このため、医療機関や社会福祉施設等においては、感染症対策物資等を十分に確保できるよう、平時からの備蓄を推進します。

その上で、有事に感染症対策物資等の不足が懸念される場合には、国が必要に応じて供給量の増加に向けた生産要請等を行い、それでもなお不足する場合は、医療機関等に対する个人防护具の配布等の対策を講じる必要があります。

こうした平時からの感染症対策物資等の備蓄や、有事において不足した場合の対応を通じて、市民の生命及び健康の保護につなげることが重要です。

## **⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保**

新型インフルエンザ等が発生した場合は、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が生じる可能性があるため、本市は、有事に備えた取組等に関する啓発を行う必要があります。

更に、有事には国が迅速に財政支援など所要の措置を講じ、本市はそれらの措置の活

---

30 マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具

31 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(薬機法第2条第4項に規定する医療機器)、个人防护具(着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具)その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材

用や地方債の発行についても選択肢として、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策・支援を講じることが求められます。

また、市民や事業者は、平時の準備を基に、自ら感染防止や事業継続に努めることが重要です。

### (3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

対策の実効性を向上するため、①人材育成、②国、県及び近隣市町村との連携、③DXの推進は、複数の対策項目に共通して取り組むべき視点であり、それぞれの内容は次のとおりです。

#### ① 人材育成

感染症危機への対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って、継続的に感染症危機管理を担う人材を育成することが不可欠です。

その際、感染症対策に関して多くの関係者が対策に取り組む必要があることを見据え、研修等を通じて、感染症危機管理に携わる人材の裾野を広げることも重要となります。

このため、本市では、県(八代保健所)や近隣市町村その他関係機関と連携した感染症対応業務に関する実践的な研修・訓練等の実施を通して、感染症危機管理に携わる人材を育成することが求められます。

また、有事に、地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みである「IHEAT」<sup>32</sup>(アイ・ヒート)が地域保健法(昭和22年法律第101号)に位置付けられたことから、支援を行うIHEAT要員<sup>33</sup>の確保や育成を支援し、協力していく必要があります。

このほか、新型コロナ対応の経験を有する者の知見の共有や、災害発生時の全庁的な体制や対応も参考とした研修・訓練により、人材を育成することも有効と考えられます。

そして、地域の医療機関等においても、県及び関係機関と連携した研修・訓練等により、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、有事体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待されます。

#### ② 国、県及び近隣市町村との連携

新型インフルエンザ等への対応に当たって、国、県及び本市は、適切な役割分担のもと、国が基本的な方針を定め、県が感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策を地域の实情に応じて実施することが求められます。

また、市町村は、住民に最も近い行政単位として、ワクチンの接種や生活支援等の役割が期待されるため、本市は、県(八代保健所)との役割分担を整理しておくことが重要です。特に人材育成など単独での対応が難しい取組もあることから、近隣市町村との連携

32 Infectious disease Health Emergency Assistance Team の略称であり、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合において、外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み

33 地域保健法第21条に規定される業務支援員

のほか、県や国による支援を求めるなどして取り組みます。

加えて、有事には、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の収集・分析を行った上で、適切に市民や事業者、関係機関に周知する必要があるため、本市は平時から国、県及び近隣市町村との連携体制やネットワークの構築に努めます。

### **③ DXの推進**

社会のあらゆる場面で進展しつつあるDXは、新型インフルエンザ等の発生状況の迅速な把握・分析や、関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務の効率化や負担軽減、関係者の連携強化など、新型インフルエンザ等への対応能力の向上に寄与するものとなります。

このため、平時から実施する業務の中で、有事での活用も念頭に、ICTの活用等により効率化や負担軽減につながる取組を着実に推進していくことが重要となります。平時に効率化や負担を軽減した業務の経験や知見をもとに、有事における感染症対応業務に活用することで、迅速な情報収集・分析から、状況に応じた対策の実施につなげます。

### 3 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

#### (1) 関係機関等との役割分担

##### ① 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら対策を迅速かつ的確に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関<sup>34</sup>が実施する対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています<sup>35</sup>。

その上で、政府行動計画においては、国の役割として次の取組等が掲げられています。

- ・ WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。
- ・ 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進や、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ・ 上記の取組等を通じ、有事におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期(平時)に位置付けられた対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により対策の点検及び改善に努める。
- ・ 新型インフルエンザ等対策閣僚会議及びこれを補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組を通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ・ 指定行政機関<sup>36</sup>は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・ 有事には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、新型インフルエンザ等対策推進会議<sup>37</sup>等の意見を聴きつつ、対策を進める。
- ・ 国民等や事業者等の理解・協力を得て対策を行うため、感染症や感染症対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

##### ② 県の役割

県は、国の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有しています。

また、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する的確な判断と対応が求められています。

---

34 特措法第2条第7号及び第8号。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

35 特措法第3条

36 特措法第2条第5号

37 特措法第18条第4項

その上で、県行動計画においては、県の役割として次の取組等が掲げられています。

- ・ 平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来及び自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定<sup>38</sup>を締結し、医療提供体制を整備する。
- ・ 医療機関や民間検査機関等との検査措置協定<sup>39</sup>や、宿泊施設等との宿泊施設確保措置協定<sup>40</sup>を平時に締結することにより、検査や宿泊療養等の対応について、計画的に準備を進めます。このような取組を通じて、有事には迅速に体制を移行し、対策を実行する。
- ・ 県は、保健所設置市(熊本市)のほか、感染症指定医療機関<sup>41</sup>等で構成する熊本県感染症対策連携協議会(以下「連携協議会」という。)において、予防計画<sup>42</sup>に基づく取組等に関する協議を行うとともに、その取組状況について、毎年度、進捗確認を行い、国に報告する。
- ・ 上記の取組等により、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための対策を実施しつつ、PDCA<sup>43</sup>サイクルに基づき改善する。

### ③ 市の役割

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、本市には市民に対するワクチンの接種や生活支援、有事における要配慮者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、迅速かつ的確に対策を実施することが求められます。

対策の実施に当たっては、本市職員が平時から地域の状況を把握していることを活かし、特に保健師等の専門職を中心として、県や近隣市町村と緊密に連携します。

### ④ 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめるため、平時から、地域における医療提供体制の確保に向け、県と医療措置協定を締結するとともに、院内感染症対策の研修や訓練、個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の確保が求められます。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めたBCPの策定及び連携協議会を活用した地域の関係機関との連携を深めることが重要です。

有事には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措

---

38 感染症法第36条の3第1項。都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結する協定

39 感染症法第36条の6第1項。都道府県知事が新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保を迅速かつ的確に講じるため、病原体等の検査を行う機関と締結する協定

40 感染症法第36条の6第1項。都道府県知事が新型インフルエンザ等の軽症者を受け入れる宿泊療養施設の確保を迅速かつ的確に講じるため、民間宿泊事業者等と締結する協定

41 感染症法第6条第12項。県行動計画においては、そのうち「第1種感染症指定医療機関」及び「第2種感染症指定医療機関」に限られる。

42 感染症法第10条の2第2項の予防計画

43 Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ

置協定に基づく県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来及び自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

#### **⑤ 指定地方公共機関<sup>44</sup>の役割**

指定地方公共機関は、特措法に基づき、対策を実施する責務を有しており<sup>45</sup>、確実に業務を継続するため、業務計画<sup>46</sup>の作成・見直しを行うことが求められます。

業務計画の作成や見直しに当たっては、政府行動計画や県行動計画、「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」<sup>47</sup>等を踏まえ、新型コロナ対応も振り返りながら、平時から対策の実施体制や関係機関との連携のほか、DXの推進やテレワークの活用など、必要となる取組を検討し、準備を進めます。

#### **⑥ 登録事業者<sup>48</sup>の役割**

特定接種<sup>49</sup>の対象となる医療提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、有事においても最低限の国民生活を維持するため、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染症対策の実施や重要業務を継続するための準備等を積極的に行うことが重要です。

その上で、有事となった際は、平時の準備を基に、重要業務を継続的に実施するよう努めます<sup>50</sup>。

#### **⑦ 一般の事業者の役割**

事業者等は、有事に備えて、職場における感染症対策を行うことが求められ、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業を行う事業者等については、感染拡大防止のための措置の徹底が求められる<sup>51</sup>ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品をはじめとする物資の備蓄に努めます。

#### **⑧ 市民の役割**

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、個人での基本的な感染症対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)を実践することが重要です。

---

44 特措法第2条第8号。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

45 特措法第3条第5項

46 特措法第9条。都道府県行動計画を踏まえ、指定地方公共機関が新型インフルエンザ等対策に関して作成することとされている業務計画

47 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策の計画と実行を促進するため、感染症対策の重要業務の継続を検討するに当たり必要と考えられる内容を示したもの(令和6年8月30日内閣感染症危機管理監決裁)

48 特措法第28条第1項第1号。医療の提供の業務又は国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けている者

49 特措法第28条第3項。医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種

50 特措法第4条第3項

51 特措法第4条第1項及び第2項

また、有事に備えて、個人でもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等を備蓄することが推奨されます。

有事には、発生の状況や予防接種など、国、県及び本市が実施している対策に関する情報等を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます<sup>52</sup>。

## (2) 各対策項目における関係機関等との連携・協力体制

新型インフルエンザ等の各対策項目への対応に当たっては、国、県をはじめとした関係機関等との適切な役割分担が重要となり、多岐にわたる対策についての取組を具体化し、関係機関等との役割分担や連携体制を整理することが必要です。

このため、平時より情報共有、必要な取組の協議及び連携体制の確認を行い、関係機関等との連携・協力体制を構築するとともに、各対策項目の取組に関する協議等を継続して実施し、体制の強化を図ります。

## (3) 市行動計画の実効性を確保するための取組

### ① 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにするための手段であり、自然災害への対応と同様に、平時の備えを維持・向上させていくことが不可欠です。

このため、市民や事業者、関係機関が幅広く対応することとなった新型コロナ対応の経験を踏まえ、研修や啓発活動等を通じて、平時から新型インフルエンザ等に備える機運の維持に取り組みます。

また、政府行動計画、政府ガイドライン、県行動計画や新型コロナ対応の経験等を踏まえ、適宜、市行動計画の見直しを行います。

その際、本市は、県との連携を強化するため、県行動計画における基本的な方針や実施する措置等を共有した上で、平時からそれぞれの役割分担や連携体制について、協議の上、整理します。

### ② 多様な主体の参画による実践的な訓練等の実施及び参加

「訓練でできないことは、実際もできない」という教訓は、災害に限らず新型インフルエンザ等への対応にも当てはまります。本市は、国や県等が実施する訓練に参加し、平時の備えについて不断に点検し、改善していきます。

併せて、本市は、関係機関に対しても、訓練の実施やそれに基づく点検や改善に継続的に取り組むよう働きかけます。市行動計画は、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにするための手段であり、自然災害への対応と同様に、平時の備えを維持・向上させていくことが不可欠です。

---

52 特措法第4条第1項

### **③ 定期的なフォローアップと見直し**

訓練等への参加によって得られた改善点や、県や関係機関との協議、新興感染症等について新たに得られた知見など、状況の変化に合わせて、市行動計画についても必要な見直しを行うことが重要になります。

このため市行動計画に基づく取組について、県や関係機関からの意見も踏まえ、定期的にフォローアップを行います。

こうしたフォローアップを通じた取組の改善に加え、国内外の新興感染症等の発生動向やそれらへの対応状況、新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況、国及び県行動計画の改定状況等を踏まえ、概ね6年ごとに市行動計画について必要な検討を行い、その結果に基づき改定します。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験をもとに市行動計画を見直します。

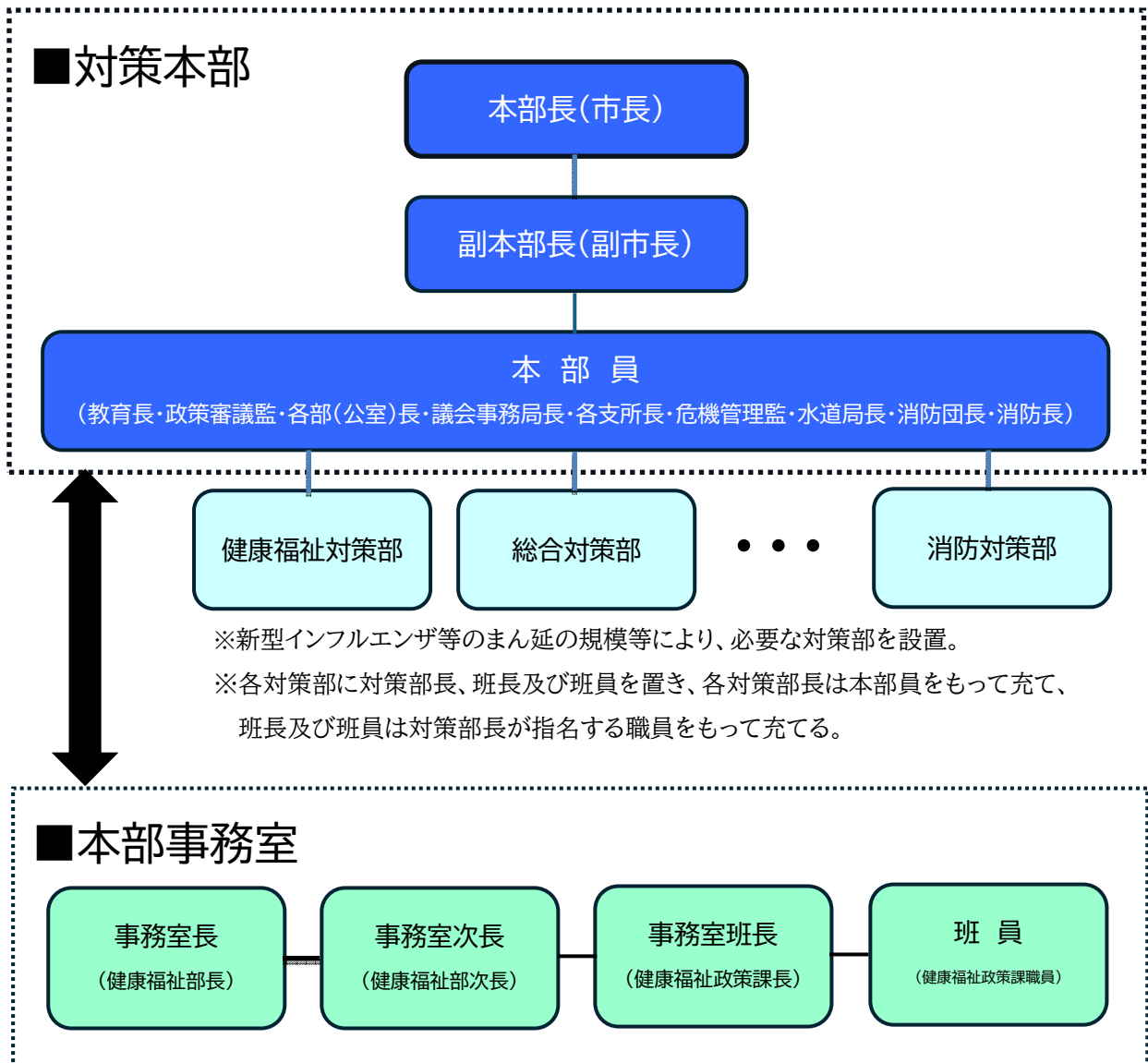
### **④ 八代市新型インフルエンザ等対策本部**

新型インフルエンザ等対策を迅速かつ的確に講じるためには、平時からその実施体制を整備しておくことが重要となります。

このため、市対策本部について、各種対策の検討・立案・実施、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策内容等の調整、意思決定や指揮命令等との体制を明確化します。〈図表4参照〉

あわせて、状況に応じた対応が可能となるよう、時期区分(発生段階)毎に生じる業務や必要となる人員数等についても、あらかじめ整理します。

<図表4> 八代市新型インフルエンザ等対策本部体制図



## 第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び 取組

### 1 実施体制<sup>53</sup>

#### 1-1 準備期(平時)

##### (1) 実践的な訓練の実施

本市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。

##### (2) 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 本市は、市行動計画を作成・変更します。市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴きま  
す<sup>54</sup>。
- ② 本市は、有事において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等を確保  
し、通常業務の中で維持・延期・縮小・中止する業務等を明確にするため、BCPを作成  
し、必要に応じて変更や見直しを行います。
- ③ 本市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し必要な事項を条例で定めます<sup>55</sup>。
- ④ 本市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の育成に努めます。

##### (3) 国及び県等との連携の強化

- ① 国、県、本市、指定地方公共機関及び医療機関は、相互に連携し、有事に備え、平時  
からの情報共有、連携体制の確認及び実践的な訓練を実施します。
- ② 国、県、本市及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の  
業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築し  
ます。

---

53 特措法第8条第2項第3号

54 特措法第8条第7項において準用する特措法第7条第3項及び第8条第8項

55 特措法第34条から第36条まで及び第37条において読替えて準用する特措法第25条及び第26条

## 1-2 初動期

### (1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、本市は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。
- ② 本市は、必要に応じて、1-1準備期(平時)(2)②を踏まえ、必要な人身体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応<sup>56</sup>を進めます。

### (2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

本市は、機動的かつ効果的な新型インフルエンザ等対策の実施のため、国からの財政支援措置<sup>57</sup>を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、当該対策に要する経費について地方債を発行<sup>58</sup>することを検討し、必要な準備を進めます。

---

56 全庁的に業務を継続するための取組として、職員の健康管理の徹底、感染が疑われる症状が見られる職員への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等が考えられる。

57 特措法第69条、第69条の2第1項及び第70条

58 特措法第70条の2第1項。新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能

## 1-3 対応期

### (1) 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部及び県対策本部の設置後においては、速やかに以下の実施体制をとります。

### (2) 職員の派遣・応援への対応

- ① 本市は、新型インフルエンザ等のまん延により、本市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対して、特定新型インフルエンザ等対策<sup>59</sup>の事務の代行<sup>60</sup>を要請します。
- ② 本市は、本市区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県内他市町村又は県に対して応援を求めます<sup>61</sup>。
- ③ 本市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、休暇の確保やメンタルヘルス支援など、必要な対策を講じます。

### (3) 必要な財政上の措置

本市は、国からの財政支援措置を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債の発行についても検討しながら財源を確保した上で、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に係る対策を実施するよう努めます。

### (4) 緊急事態宣言に係る対応

本市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置します<sup>62</sup>。

また、本市は、本市区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認める場合は、緊急事態措置に関する総合調整を行います<sup>63</sup>。

### (5) 市対策本部の廃止

本市は、緊急事態宣言が解除された場合は、遅滞なく市対策本部を廃止します<sup>64</sup>。

なお、引き続き対策の実施のために必要があると判断した場合は、独自に対策本部の設置を継続することについて検討します。

---

59 特措法第2条第2号の2。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第1条に規定するもの

60 特措法第26条の2第1項

61 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

62 特措法第34条第1項

63 特措法第36条第1項

64 特措法第37条において読み替えて準用する第25条

## 2 情報の提供・共有、リスクコミュニケーション

### 2-1 準備期(平時)

#### (1) 新型インフルエンザ等の発生前における市民への情報の提供・共有

- ① 本市は、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染症対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、各種媒体を利用しながら、分かりやすい情報の提供・共有を行います<sup>65</sup>。
- ② 本市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではないことや、このような偏見・差別等により患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の妨げにもなること等についても啓発します<sup>66</sup>。

#### (2) 新型インフルエンザ等の発生を想定した情報の提供・共有体制の整備

本市は、県と関係機関・団体等も含め、相互に情報の提供・共有を円滑に行うことができる体制の構築に努めます。

#### (3) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

本市は、有事において、国からの要請を受け、一般的な問合せに対応するコールセンター等を設置できるよう、必要な準備を進めます。

### リスクコミュニケーションとは？

本計画におけるリスクコミュニケーションとは、本市が市民や事業者等と、新型インフルエンザ等についてのリスク情報を共有し、相互理解を深める双方向の対話活動のことを言います。

新型インフルエンザ等が発生した時に科学的なリスク評価の情報を提供するだけでなく、平時から新型インフルエンザ等に関する様々な情報の提供・共有を通じて、市民や事業者等の不安や疑問を解消し、信頼関係を築くことで、有事の際にトラブルを未然に防ぐ目的があります。

本市においては、「双方向性」・「迅速性」・「正確性」・「透明性」・「分かりやすさ」といった5つをポイントに置き、新型インフルエンザ等のリスク情報について、市民や事業者等へ提供し、共有していきます。

65 特措法第13条第1項

66 特措法第13条第2項

## 2-2 初動期

### (1) 迅速な情報の提供・共有

- ① 本市は、準備期(平時)に整備した方法等を踏まえ、各種媒体を活用し、迅速に情報の提供・共有を行います。  
その際、個人レベルでの感染症対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容につながる啓発を行うとともに、冷静に対応するよう周知します。  
また、市民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、外国人、視覚や聴覚が不自由な方等に適切に配慮しつつ、理解しやすい内容や方法で情報の提供・共有を行います。
- ② 本市は、市民の情報収集の利便性向上のため、国、県、関係機関等による情報についても一体的に閲覧できるウェブサイトを立ち上げます。
- ③ 本市は、準備期(平時)に構築した連携体制により、関係機関・団体等を通じた情報の提供・共有を行います。
- ④ 本市内での発生初期において発生状況を公表する場合は、本人の同意の必要性を確認し、個人の特定につながらないよう、個人情報やプライバシーの保護に十分留意します。

### (2) 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 本市は、国が作成したQ&A等による情報の提供・共有を行うとともに、国からの要請を受けて、一般的な問合せに対応するコールセンターを設置するなどの相談体制を整備します。
- ② 本市は、市民からの問合せや相談内容から、関心の高い情報等を整理した上で情報の提供・共有を行うなど、双方向のリスクコミュニケーションに努めます。

### (3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

本市は、引き続き2-1準備期(平時)(1)②の偏見・差別等を防止するための啓発を行います。

また、科学的根拠が不確かな情報など、偽・誤情報が拡散している場合は、その時点で得られた科学的知見に基づく情報を繰り返し丁寧に提供・共有することにより、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう適切に対処します。

## 2-3 対応期

### (1) 迅速な情報の提供・共有

本市は、引き続き2-2初動期(1)①～③の情報の提供・共有を迅速に行います。

### (2) 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 本市は、国が作成したQ&A等による情報の提供・共有を行うとともに、国からの要請を受けてコールセンターを拡充するなど相談体制を強化します。
- ② 本市は、引き続き2-2初動期(2)③の双方向のリスクコミュニケーションに努めます。

### (3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

本市は、引き続き2-2初動期(3)の偏見・差別を防止するための啓発や偽・誤情報への対応を行います。

## 3 まん延防止

### 3-1 準備期(平時)

#### (1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

本市及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策の実施を呼びかけます。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター<sup>67</sup>に連絡することや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応について、平時から理解促進に努めます。

### 3-2 初動期

#### (1) 国内でのまん延防止対策の準備

本市は、国からの要請を受けて、BCPに基づく対応の準備を行います。

---

67 新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者及び入国者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口(新型コロナ対応における「帰国者・接触者相談センター」に相当するもの)

## 4 ワクチン<sup>68</sup>

### 4-1 準備期(平時)

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進めます。

#### (1) 接種体制の構築

##### ① 接種体制

本市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、八代市医師会、八代郡市医師会等の関係機関と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を平時から行います。

表1 予防接種に必要なと想定される物品・資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。 代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子
	<input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	<b>【文房具類】</b> <input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	<b>【会場設営物品】</b> <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

##### ② 特定接種

本市は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力します。

また、本市は、接種が円滑に行えるよう特定接種の対象となる新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制の構築を図ります。

68 特措法第8条第2項第2号ロ

### ③ 住民接種

予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、平時から、以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

ア 本市は、国又は県の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります<sup>69</sup>。

表2 接種対象者の試算 2025年10月1日時点

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	118,883 人
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	8,322 人
妊婦	母子健康手帳届出数	C	342 人
幼児	人口統計(1-6歳未満)	D	3,693 人
乳児	人口統計(1歳未満)	E1	639 人
乳児保護者	人口統計(1歳未満)×2	E2	1,278 人 乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6歳-18歳未満)	F	12,096 人
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	42,096 人
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	50,417 人 $A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

イ 本市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本市以外における接種を可能にするよう取組を進めます。

ウ 本市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、八代市医師会、八代郡市医師会等の医療関係者や学校関係者等とも協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

### ④ 情報の提供・共有

本市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行います。

69 予防接種法第6条第3項

## **⑤ 予防接種担当課以外の部課との連携**

予防接種の推進に当たり、人事課を始め、介護保険課、高齢者支援課、障がい者支援課等との連携が不可欠です。また、学校保健との連携では教育委員会を通じて行う必要があります。

## **⑥ DXの推進**

本市が活用している健康管理システムと国が整備するシステム基盤とを連携し、予防接種事務のデジタル化が実現するよう、システムの整備を進めます。ただし、デジタルデバイスの利用が困難な市民に対しても接種が容易にできるよう十分に配慮します。

### **(参考)ワクチンの流通に係る体制の整備**

県は、市町村、医療関係団体、卸売販売業者等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通のため、次のア～ウに関する体制の整備に努めるとしています。

- ア 県内の卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握できる体制
- イ ワクチン供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法
- ウ 市町村との連携及び役割分担

## **4-2 初動期**

国や県の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進めます。

### **(1) 接種体制**

#### **① 接種体制の構築**

本市は適宜、県と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等の接種体制の構築を行います。

#### **② 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討**

本市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、八代市医師会及び八代郡市医師会等の医療関係団体に対して必要な協力要請を行います。

#### **③ 予防接種事務を遂行するための職員の確保の検討**

通常の予防接種業務をはるかに上回る業務量が想定されるため、全庁的な実施体制の確保を行います。

## 4-3 対応期

国や県の方針に基づき、構築した接種体制に基づき接種を希望する市民が迅速に接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行います。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持します。

### (1) 接種体制

- ① 本市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。
- ② 新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国や県の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるように、本市は、国や県、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努めます。

### (2) 特定接種

本市は、国や県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員や医療従事者等のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対し、原則、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

### (3) 住民接種

#### ① 予防接種体制の構築

本市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。

#### ② 予防接種の準備

本市は、国や県と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国が定める接種順位に従い予防接種を実施するための準備を行います。

#### ③ 住民接種の接種順位の決定

国による接種の順位に係る基本的な考え方に基づき、医療関係団体と協議の上、接種対象者の優先順位付けを行います。

#### ④ 接種に関する情報の提供・共有

本市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、市民に対し、接種に関する情報の提供・共有を行います。

#### **⑤ 接種体制の拡充**

本市は、感染状況を踏まえ、関係団体と連携し、公的な施設を活用する等、接種体制を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団接種を実施します。

#### **⑥ 接種記録の管理**

本市は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。

### **(4) ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供**

本市は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される情報や、医療機関等からの予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報、最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、安全対策について市民等へ適切な情報の提供・共有を行います。

### **(5) 情報の提供・共有**

本市は、医療機関等と連携し、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行います。

また、本市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報を提供・共有する予防接種に係る情報について市民等への周知・共有を行い、市民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう工夫します。

### **(6) 健康被害救済**

本市は、予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の審査会における予防接種と健康被害との因果関係についての審査及び認定結果に基づき給付を行います。なお、住民接種における給付の実施主体は、接種時に住民票を登録していた市町村となります。

## 5 保 健

### 5-1 対応期

#### (1) 有事体制時の健康観察と生活支援

- ① 本市は、県の感染症対策部門や保健所が実施する健康観察に協力します。
- ② 本市は、県の感染症対策部門や保健所から、当該患者やその濃厚接触者<sup>70</sup>に関する情報等の共有を受け、県が実施する食事の提供等、当該患者や濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供、又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力します。
- ③ その他、県の感染症対策部門や保健所が実施する感染症のまん延防止並びに市民の健康及び生命の保護に必要な措置について協力します。

---

70 感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等に係っていると疑うに足りる正当な理由のある者

## 6 物 資<sup>71</sup>

### 6-1 準備期(平時)

#### (1) 感染症対策物資等の備蓄等

① 本市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄等を行うとともに、定期的に備蓄状況を確認します<sup>72</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます<sup>73</sup>。

② 八代広域行政事務組合は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めます。

---

71 特措法第8条第2項第2号ハ

72 特措法第10条

73 特措法第11条

## 7 市民生活及び地域経済の安定の確保

### 7-1 準備期(平時)

#### (1) 情報共有体制の整備

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関や内部部局間で連携するため、必要となる情報共有体制を整備します。

#### (2) 支援の実施に係る仕組みの整備

本市は、国及び県と連携し、有事における各種支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、デジタル技術を活用した手続きの迅速化を図るなど、適切な仕組みの整備に努めます。その際、高齢者や外国人等も含め、支援対象者に対して迅速かつ網羅的に情報を周知します。

また、社会経済活動に及ぼす影響を最小とするため、関係機関と連携し、事業者に対し、BCPの策定を働きかけます。

#### (3) 物資及び資材の備蓄

- ① 本市は、市行動計画に基づき、「6 物資」における6-1準備期(平時)(1)の感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。

なお、上記備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。

- ② 本市は、市民や事業者等に対し、有事に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品、生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。

#### (4) 生活支援を要する者への支援等の準備

本市は、国からの要請を受けて、有事における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的な手続きを決めておきます。

#### (5) 火葬体制の整備

本市及び八代生活環境事務組合は、対応期に備えた火葬体制の整備のため、県の火葬体制を踏まえ、本市市域における火葬が円滑かつ適切に実施できるよう関係機関との調整を行います。

## 7-2 初動期

### (1) 事業継続に向けた準備等への協力依頼

本市は、国及び県と連携しながら、感染の可能性のある者との接触機会を減らすため、事業者に対し、健康管理の徹底、感染が疑われる症状が見られる者への休暇取得の勧奨、オンライン会議の活用、テレワークや時差出勤等の感染拡大防止に必要な対策等の準備についての協力依頼を行います。

### (2) 火葬・安置体制の整備

本市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を進めます。

## 7-3 対応期

### (1) 市民生活の安定の確保を対象とした対応

#### ① 心身への影響に関する施策

本市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の拡大やまん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル<sup>74</sup>予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等)を講じます。

#### ② 生活支援を要する者への支援

本市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ、生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行います。

#### ③ 教育及び学びの継続に関する支援

本市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用制限<sup>75</sup>や長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組など必要な支援を行います。

#### ④ 生活関連物資等<sup>76</sup>の価格の安定等

ア 本市は、国及び県と連携し、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等を迅速に供給する必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視を行うとともに、必要に応じて、関係する業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等を要請します。

イ 本市は、国及び県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報の提供・共有に努めるとともに、必要に応じて、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

ウ 本市は、国及び県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがある場合は、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講じます。

エ 本市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態<sup>77</sup>において国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格

---

74 健康な状態と要介護状態の中間を指す。加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、心身や社会性などの面でダメージを受けた時に回復できる力が低下した状態

75 特措法第45条第2項

76 食料品、生活必需品その他国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資

77 特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態

の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがある場合は、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます<sup>78</sup>。

## **⑤ 遺体の火葬・安置**

ア 本市及び八代生活環境事務組合は、県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させます。

イ 本市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

ウ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられる<sup>79</sup>ため、本市は当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行います。

## **(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応**

### **① 事業者に対する支援**

本市は、国による財政支援措置を活用しながら、新型インフルエンザ等の拡大やまん延防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を確保するため、公平性にも留意し、影響を受けた事業者を支援するための必要な措置を講じる<sup>80</sup>よう努めます。

### **② 市民生活及び地域経済の安定に関する措置**

水道事業者及び水道用水供給事業者である本市及び八代生活環境事務組合は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、必要な措置を講じます<sup>81</sup>。

---

78 特措法第59条

79 特措法第56条

80 特措法第63条の2第1項

81 特措法第52条第2項

# 用語集

※本文中の備考欄にも掲載あり(50音順)

用語	内容
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定される医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画(BCP)	不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定される新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
5 類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、令和5年(2023年)5月8日に5類感染症に位置付けられた。
指定(地方)公共機関	<p>特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。</p> <p>【熊本県知事により指定されている指定地方公共機関】 (令和7年3月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人熊本大学(熊本大学病院)</li> <li>・社会福祉法人恩賜財団済生会 (済生会熊本病院、済生会みすみ病院)</li> <li>・国家公務員共済組合連合会(熊本中央病院)</li> <li>・一般社団法人熊本市医師会 (熊本市医師会熊本地域医療センター)</li> <li>・社会医療法人黎明会(宇城総合病院)</li> <li>・一般社団法人天草都市医師会 (一般社団法人天草都市医師会立天草地域医療センター)</li> <li>・公益社団法人熊本県医師会</li> <li>・一般社団法人熊本県歯科医師会</li> <li>・公益社団法人熊本県薬剤師会</li> <li>・公益社団法人熊本県看護師会</li> <li>・一般社団法人熊本県医療法人協会</li> <li>・一般社団法人熊本県LPガス協会</li> <li>・山鹿都市ガス株式会社</li> <li>・九州ガス株式会社</li> <li>・天草ガス株式会社</li> <li>・熊本電気鉄道株式会社</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南阿蘇鉄道株式会社</li> <li>・肥薩おれんじ鉄道株式会社</li> <li>・くま川鉄道株式会社</li> <li>・一般社団法人熊本県バス協会</li> <li>・公益社団法人熊本県トラック協会</li> </ul>
新型インフルエンザ等	<p>感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(特措法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。</p>
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	<p>感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。</p>
新型インフルエンザ等緊急事態	<p>特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。</p>
新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置	<p>特措法第2条第3号に規定される新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講じる措置。例えば、措置を講じる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。</p>
新興感染症	<p>かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。</p>
相談センター	<p>新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者及び入国者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。(新型コロナ対応における「帰国者・接触者相談センター」に相当するもの。)</p>
双方向のコミュニケーション	<p>地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方方向の情報提供だ</p>

	けでなく、多様な手段を活用して情報の受け手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けている者。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
フレイル	健康な状態と要介護状態の中間を示す。加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、身心や社会性などの面でダメージを受けた時に回復できる力が低下した状態。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンは、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造される。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から、特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止及び同法第25条に規定する県対策本部の廃止までのこと。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

IHEAT	Infectious disease Health Emergency Assistance Team の略称であり、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合において、外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。
IHEAT 要員	地域保健法第21条に規定する業務支援員。